

熊谷義文阿智村議会議長殿

令和2年8月24日午後5時頃、阿智村役場内議会事務局において、議会事務局と同席のもとに、令和2年8月6日付けで阿智村議会議長熊谷義文議長に宛てた、「園原水道の権利と阿智村の管理権に関する請願書」について、「請願書を要望書に変更すれば、8月26日の全員協議会にて仲裁に入ることを約束する」とされ、その上で請願書を取り下げるように強要されました。

然るに、8月26日待機していましたが何も連絡も無く、8月27日付けで「個人を対象とした案件には応じておりません。」とした回答書が送られてまいりました。

これらの経過を吉川議員に相談いたしたところ、熊谷義文議長は、全員協議会で仲裁に入るとの約束を反故されただけで無く、「この人は誤字脱字が多いんだ」白沢議員発言、「この吸水の文字を間違えているし」高坂議員発言、「こんな事だからこの様な文書は信用できねえんだ」等の罵詈雑言で私を辱め、この様な請願書は扱う必要が無いとされたと聞き及びました。

どのような目的であったにしても、熊谷義文議長が行ったこれら一連の行為は、刑事訴訟法における、偽計業務妨害や公務員職権乱用罪、強要罪、名誉毀損罪等の犯罪であると思われまます。

つきましては、請願書にて請願した仲裁が行われない場合は、上記に記した、特別公務員の不良行為として被害届を提出する所存であります。

熊谷章文